



食 品 営 業 許 可 証

住 所 岩手県大船渡市立根町字細野23-3

氏 名 株式会社アトラス

（法人にあっては主たる事務所の所在地及び名称）

営業所所在地 茨城県内一円

営業所の名称、
屋号又は商号 アトラスキッチン（株式会社アトラス）

営業の種類

飲食店営業（但し、自動車営業に限る）

日保指令法第180496号

平成30年07月26日 付けで申請のあった上記営業は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条の規定により、次の条件を付けて許可する。

平成30年07月26日

茨城県 日立 保健所長 井澤 智子



許可の有効期間 平成30年07月27日 から
平成35年07月31日 まで

その他の条件

自動車登録番号：岩手830せ615

（不服申立てに係る告示）

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

（処分の取消しの訴えに係る告示）

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができません。